

## 8月から後期高齢者医療 被保険者証が新しくなります

現在の後期高齢者医療被保険者証は、平成23年7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる後期高齢者医療被保険者証(薄みどり色)は、7月下旬に、お住まいの市区町村から郵送します。

ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の後期高齢者医療被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい後期高齢者医療被保険者証(薄みどり色)を窓口で提示してください。有効期間は、平成24年7月31日までの1年間です。

なお、7月31日までに新しい後期高齢者医療被保険者証(薄みどり色)が届かない場合は、住民課窓口へお問い合わせください。

### 自己負担割合が変更

医療機関にかかるときの医療

費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合を判定します。

自己負担割合は、原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の町民税課税所得が14.5万円以上である場合には、3割となります。

ただし、町民税課税所得が14.5万円以上であっても、次の①または②に該当する場合は、お住まいの住民課窓口へ申請すれば1割負担となります。

①同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

・同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が52.0万円未満

②同じ世帯の被保険者が本人のみの場合

・本人の収入が38.3万円未満  
・本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が52.0万円未満

## 限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

現在、使用中の減額認定証の有効期限は、7月31日となっています。

減額認定証をすでに持っている人で、平成23年度の町民税が非課税世帯の人に、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

## 後期高齢者医療保険料のお支払い方法を特別徴収(年金天引き)から口座振替へ変更できます

特別徴収(年金天引き)は、申請することで口座振替に変更できます。

変更を希望する人は、8月5日(金)までに住民課窓口にて口座振替の申請を行うと、10月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による支払いへ変更になります。ただし、これまでに保険料の滞納がある場合は、口座振替へ変更が認められないことがあります。

減額認定証を持っていない人、新たに交付を希望する場合は、住民課窓口での申請手続きが必要になります。

▼申請に必要なもの  
印鑑・被保険者証・その他※

※その他：収入額などを証明するもの(非課税証明書など)や入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。

(注) 限度額適用・標準負担額減額認定証が非課税世帯の方が入院される際、医療機関の窓口で提示することにより、入院時の食事代の負担額が軽減されます。

### 年金天引きとなる人

年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人

■社会保険料控除について  
後期高齢者医療保険料は、所得税および住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。

特別徴収(年金天引き)から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されるので、世帯全体の所得税および住民税の負担額が変わります。

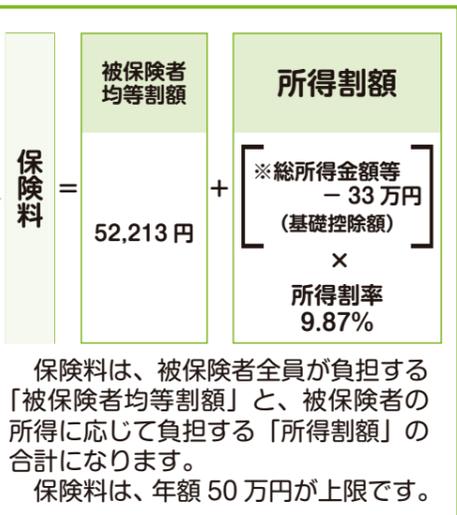
### 問合せ先

住民課 国保年金係  
☎ 932・1151  
福岡県後期高齢者医療広域連合  
☎ 651・3111

## 平成23年度 後期高齢者

# 後期高齢者医療制度 平成22年中の所得の届出に基づき、 平成23年度の保険料額を決定します。

被保険者(加入者)の皆さんへ「平成23年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。

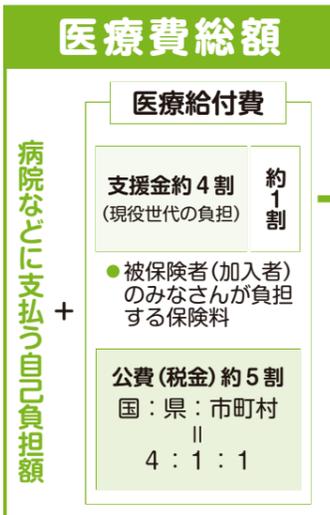


## 平成23年度 後期高齢者医療制度の保険料について

●保険料は、平成22年中の所得金額と世帯(注1)の状況を基に算定を行い決定します。

注1：「世帯」とは、平成23年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

### ●保険料の決まり方(計算方法)



- 保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- 保険料は、加入者一人ひとりにかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直しされ、今回は、平成24年度に改定されます。
- ※総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
- ◎例えば、公的年金等の収入のみの人で、年額が153万円以下の場合、総所得金額等は33万円以下となるため所得割額はかかりません。

## 保険料の軽減について

- 平成23年度では、平成22年度の保険料軽減措置(被保険者均等割の9割・8.5(7)割(注2)・5割・2割軽減)を継続して行います。
- 注2：原則は「7割軽減」ですが、特例措置により「8.5割軽減」となっています。

被保険者均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額(年額)		同一世帯内の被保険者および世帯主の 軽減対象所得金額(注3)の合計額
	平成23年度		
9割軽減	5,221円		【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
8.5(7)割軽減	7,831円		【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	26,106円		【33万円(基礎控除額) + 24.5万円×被保険者(世帯主を除く)の数】以下
2割軽減	41,770円		【33万円(基礎控除額) + 35万円×被保険者数】以下

注3：軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入-公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。

### ●所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下(公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下)の人は、所得割額が5割軽減となります。

注4：被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

### ●被用者保険(注4)の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が9割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

- 災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、住民課(☎932-1151)へご相談ください。

## 保険料の減免制度について